

会長あいさつ ～発行に寄せて～



葛迫巧会長

日頃より農業委員会の活動にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
令和6年度に改選された、現在の農業委員と農地利用最適化推進委員の任期も2年が過ぎようとしております。

現在の農業は、気候だけでなく、国際情勢や消費者のニーズの変化、燃料や資機材の高騰の影響を受けて厳しい状況が続いております。

垂水市では、令和7年3月に地域計画が策定され、今まで以上に担い手等への農地の集約を図り、限られた農地の有効利用を推進していく必要があります。私たち、農業委員、農地利用最適化推進委員は、これまで以上に農家の皆様・農地の有効活用のため尽力してまいりますのでご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

また、農地に関する様々な相談についても、各地域の農業委員や推進委員、事務局までお気軽にご相談くださいますよう、よろしくお願いいたします。

農業委員会の取り組み・・・農地の管理は適切に！

農業委員会は、一定の独立性を持った行政委員会の一つで「農業委員会等に関する法律」に基づき市町村に設置が義務付けられています。垂水市農業委員会は、農業委員10名、農地利用最適化推進委員10名で構成されています。委員会の大きな業務は、農地法等の規定に基づき農地の売買や貸し借り、転用申請等に対して調査・審議を行うことと、担い手等への農地利用の集積・集約化、新規就農の促進、耕作放棄地の発生防止・解消を中心とした農地利用の最適化推進を図っていくことです。

定例総会（毎月開催）

毎月1回開催し、農地法等に基づく売買、貸借、転用申請等の調査・審査を行い、承認・議決を行います。

農地の有効利用の促進

農地の譲渡、貸借、あっせん等の相談を受け、所有者と耕作者との仲介役として支援を行います。

農地利用状況・意向調査

毎年8月頃、市内全ての農地を調査し、荒廃化した農地等の所有者等に対し意向調査を行っています。

「貸したい」「借りたい」アンケート

農地の所有者や耕作者を訪問し、農地の利用等に関する意向調査・確認を行い新たなマッチングに繋がります。

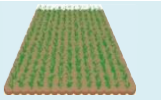
その他の取り組み

- ・農地に関する様々な相談やトラブルの仲介、農家への情報提供
- ・農業者年金に関する相談や加入・拡大の活動
- ・農業新聞の加入・促進等



農地に関する様々なご相談は、お近くの農業委員、農業委員会事務局までお気軽にお問合せください！

農地の売買、贈与、貸し借り、転用等には農業委員会の許可が必要です。
事前に農業委員会にご相談ください（申請書は市ホームページで取得可能）



◎農地の所有権移転【農地法第3条許可申請】

農地の売買・貸借は、農地法等の規定により、農業委員会の許可を受ける必要があります。申請書類を提出し、必要な審査・農業委員による調査を経て、毎月開催する総会での審議を受けて、許可を得なければなりません。

◎農地の転用【農地法第4条・第5条申請】

農地を、住宅や工場棟の敷地、資材置き場や駐車場、山林といった農地以外の使用を目的とする用地に変更することを「農地転用」といいます。また、一時的に資材置場や砂利採取場等として利用する場合でも、「一時転用」として、垂水市農業委員会（農地の位置や面積によっては鹿児島県）の許可を受けなければなりません。

◎許可を受けていない所有権移転や農地の転用について

許可を受けずに農地を売買や転用したり、許可条件に違反した場合、申請内容と異なる内容で転用された場合には、農地法違反として、工事の中止、現状回復命令や罰則が適用されます。

農機具の盗難にご注意ください！

**農業機械の盗難被害は、3～4月に増加傾向にあります。
被害を防ぐための対策をお願いします！**



- ◎エンジンキーは車体に置いたままにせず、必ず持ち帰りましょう。
- ◎警報機、ハンドルロック、タイヤロック等の盗難防止用品を装置しましょう。
- ◎田畑、農道等、人目のつく所に農業機械を放置せず、施錠できる倉庫に保管しましょう。
- ◎倉庫等に、防犯灯（センサー付ライト）、防犯カメラ、防犯警報機を設置しましょう。
- ◎倉庫シャッター前、敷地出入口等、想定される通路にトラック等の障害物を置きましょう。

盗難被害に対する備え

- ◎所有している農機具の車体番号や型番、特徴を記録しておきましょう。
- ◎農業機械の盗難等を補償する共済（自動車・農機具共済）や保険等に加入しましょう。

万が一、盗難被害に遭った場合の対応

- ◎速やかに最寄りの警察署等に届け出るとともに、加入している共済組合や保険に連絡し、農協や、販売店に情報提供しましょう。

農地の相続登記について～相続手続の義務化（令和6年4月1日～）

登記簿上の所有者が死亡している場合、農地の売買や譲渡を行うことができません。

また、貸し借りの場合でも、相続登記が未完了の場合は、相続人の過半数以上の同意を得る必要があるなど、農地を有効利用するための大きな支障となっています。適切に相続登記がされずに有効利用できず荒れてしまった農地が増えてきています。**大切な農地を守り次の世代に引き継ぐためにも早めに相続登記を行いましょう。**

相続登記に関するご相談は

鹿児島地方法務局鹿屋支局（電話）0994-43-6790まで